

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第36回内閣府障害者政策委員会 開催される

7月21日(金)に中央合同庁舎8号館にて開催された第36回内閣府障害者政策委員会において、障害者基本計画(第4次)案「安全・安心な生活環境の整備」「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」及び「防災、防犯等の推進」の各分野について、主な関係省庁からの説明の後、施策や成果目標に関する討議が行われた。以下、その各分野の基本的な方向(案)及び障害者基本計画関連成果目標(案)の概要を報告する。

障害者基本計画(第4次)本文案

各分野における障害者施策の基本的な方向

<安全・安心な生活環境の整備>

【基本的考え方】

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

(1) 住宅の確保

- 公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。
また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。
- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たなセーフティネット制度を創設し、住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。
- 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害

者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。

- 障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。また、地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。こうした取組と合わせて、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める。
- 障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。

（2）移動しやすい環境の整備等

- 駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。
- 公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。
- 交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。
- 障害者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等によるスペシャル・トランスポート・サービス（STS）の普及促進を図る。

（3）アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

- バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。
- 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進する。
- 都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。
- 日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。

（4）障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体と

なった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。

- 福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。
- バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。
- バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。1-(4)-4
- 障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。
- 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30 km/h の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。
- 高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。
- 上記のほか、ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29 2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）に位置付けられた施策について、具体的取組を実施する。

<情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実>

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。
- 研究開発やニーズ、情報通信技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化（日本工業規格等）を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観

点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。

- 国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。
- 障害者に対するIT（情報通信技術）相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。
- 聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。

（２）情報提供の充実等

- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送（CM番組を含む）、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。
- 聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。
- 電子出版は、視覚障害や学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、関係者の理解を得ながら、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、教育における活用を図る。
- 心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する

（３）意思疎通支援の充実

- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の開発の促進を図る。
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。

（４）行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。
- 各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。

<防災、防犯等の推進>

【基本的考え方】

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する

1) 防災対策の推進

- 障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。
- 自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。
- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援する。
- 災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。
- 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。
- 障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。

(2) 復興の推進

- それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進するため、事例集の作成・公表などの情報提供を行う。
- 障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。
- 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。
- 被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障害者の就職支援を推進する。

(3) 防犯対策の推進

- ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行う。
- 警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。
- 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。
- 平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図る。

(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。
- 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携により、障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置を促進する。
- 地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。
- 被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター（法テラス）の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。
- 常勤弁護士を始めとする法テラスの契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、障害者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。

* 障害者基本計画 関連成果目標

<安全・安心な生活環境の整備>

目標分野	把握すべき状況	指導	現状値（直近の値）	目標値
住宅の確保	障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備状況	障害者等の受託確保要支援者向け住宅の登録戸数	— 注）現時点では根拠法が未施行	17.5万戸 （平成32年度）
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量	10.8万人 （平成29年2月）	（各地方公共団体が障害福祉計画において定めるサービス見込量を踏まえ今後検討）
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村又は障害福祉圏域の数	20市町村2圏域 （平成28年9月）	全ての地域 （平成32年度） 注）各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括システム構築推進事業を実施する地方公共団体の数	— 注）今年度から開始された新事業のため、現時点では現状値を算出不可	前年度比増 （～平成34年度）
	居住支援協議会を自ら設立し、又はこれに参画する市区町村の割合	40% （平成29年3月）	80% （平成32年度）	
	旅客施設のバリアフリー化の進捗状況	一定の旅客施設のバリアフリー化率（※1）	段差解消：86.1% （平成27年度）	約100% （平成32年度）

移動しやすい環境の整備			視聴覚障害者誘導ブロックの整備：93.6% (平成27年度)	約100% (平成32年度)
			障害者対応型便所の設置：83.0% (平成27年度)	約100% (平成32年度)
	車輛等のバリアフリー化の進捗状況	車輛等のバリアフリー化率(※2)	軌道車両のバリアフリー化率：65.2% (平成27年度)	約70% (平成32年度)
			バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く)のうち、ノンステップバスの導入率：50.1% (平成27年度)	約70% (平成32年度)
			適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きのバスの導入率：5.9% (平成27年度)	約25% (平成32年度)
			タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数：15,026台 (平成27年度)	約28,000台 (平成32年度)
			旅客船のバリアフリー化率：36.6% (平成27年度)	約50% (平成32年度)
			航空機のバリアフリー化率：96.3% (平成27年度)	約90% (平成32年度)
アクセシビリティに配慮したまちづくりの総合的な推進	不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化の進捗状況	不特定多数の者達が利用する一定の建築物のバリアフリー化率(※3)	56% (平成27年度)	約60% (平成32年度)
		都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	園路及び広場：約49% (平成27年度)	約60% (平成32年度)
			駐車場：約46% (平成27年度)	約60% (平成32年度)
			便所：約35% (平成27年度)	約45% (平成32年度)
障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害者に配慮した道路の整備状況	特定道路におけるバリアフリー化率	88% (平成28年度)	100% (平成32年度)
	障害者に配慮した交通安全施設等の整備状況	主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	99.5% (平成28年度)	100% (平成32年度)
		生活道路におけるハンブの設置等による死傷事故防止率	—	平成26年比約3割抑止 (平成32年)

(※1) 1日当たりの平均的な利用者客数が3,000人以上である全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル)のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑基準に適合するよう行われているものの割合

(※2) 車輛等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するよう行われているものの割合等

(※3) 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合

<情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実>

目標分野	把握すべき状況	指導	現状値（直近の値）	目標値
情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者に配慮した情報通信の充実に向けた支援の進捗状況	「デジタル・ディバイト解消に向けた技術等研究開発支援」	40% (平成25年度)	前年度比同水準 (～平成34年度)
	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) 注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	27件 (平成28年度)	84件 (平成30年度)
情報提供の充実等	障害者に配慮した放送番組の普及状況	対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合：93.8% (平成27年度) 在京キー5局平均：99.0% (平成27年度)	(放送事業者、視聴者各層の意見を踏まえ今後検討)
		対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合：11.8% (平成27年度) NHK教育：17.0% (平成27年度) 在京キー5局平均：8.4% (平成27年度)	
	障害者に配慮した通信・放送サービスの普及に向けた支援の進捗状況	「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発の推進」 助成終了後2年経過時の事業継続率	92.6% (平成26年度)	前年度比同水準 (～平成34年度)
	地域において障害者向けに情報提供を行う拠点の整備状況	聴覚障害者情報提供施設を設置している都道府県数	45都道府県 (平成28年度)	47都道府県 (平成30年度)
意思疎通支援の充実	意思疎通に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) 注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	27件 (平成28年度)	84件 (平成30年度)
行政情報のアクセシビリティの向上	公的機関のウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況	公的機関のウェブサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	— 注)今年度から調査を行うため。現時点では現状値を算出不可	今年度を実施する調査の結果や関係者の意見等を踏まえ今後検討

<防災7、防犯等の推進>

目標分野	把握すべき状況	指導	現状値（直近の値）	目標値
防災対策の推進	災害発生時も医療・福祉サービスの提供を可能とする環境の整備状況	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約39% (平成28年度)	約41% (平成32年度)
	障害者の円滑な通報を可能とする環境の整備状況	聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合	18.6% (平成29年5月)	100% (～平成32年度)
復興の推進	復興段階における障害者施策への関心の状況	「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集」に掲載されている障害者施策のフォローアップ記事や新規事例記事の掲載件数	1件 (平成28年度) 注)フォローアップ記事のみ	4件 (平成30年～32年度) 注)フォローアップ記事と新規事例記事の合計
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備状況	消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体(人口5万人以上の市町)の数	21市町 (平成29年1月)	人口5万人以上の全市町 (平成31年度)

ともに生きる社会を ～津久井やまゆり園事件から1年

相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者46人が殺傷された事件から1年となる7月26日、事件で亡くなった人を追悼するとともに、全国の障害者団体が横浜市で集会が開かれ、障害で分け隔てずに共に生きる社会の実現を訴えた。

神奈川県障害者団体が全国に呼びかけて開かれた集会には、およそ300人が集まり、全肢連からも清水会長が出席した。

集会では筋力が徐々に衰える難病がある見形信子さんが、亡くなった19人のために作った歌「19の軌跡」を歌い、「僕らの軌跡消さないで、19の強さみつめてよ」と参加者と合唱。

そして、脳性まひの岩切玄太さんが「私は健常者と同じ学校に通ったことで出会いを広げた。生きたいように生きられる社会であるべきだ」とみずからの経験を語った。

また、統合失調症がある尾山篤史さんは「精神障害者が自宅から出ずに暮らさなくてはならないようでは地域の住民とはいえない」と話していた。

その上で、障害で分け隔てずにとともに生きる社会の実現を訴えるアピール文を採択した。

参加した脳性まひの男性は「事件のことを忘れないとともに、日常生活の中に障害者がいることが当然という社会になってほしい」と話していた。

「ともに生きる社会を考える」7. 26 神奈川集会アピール ～だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現にむけて～

「障害者なんていなくなればいい」「障害者は不幸を産み出すことしかできない」という考え方（優生思想）をいただいた元職員により、障害のある人19名の命がうばわれ、27名が傷つけられた津久井やまゆり園事件から一年がたちました。

この一年、なぜこのような事件が起きてしまったのか、津久井やまゆり園をどのような形でつくりなおす必要があるのか、二度とこのような事件を起こさないためには、どのような取り組みが必要なのかを考えてきた一年でした。

今、入所施設にいる人たちやその家族は、はじめから希望して入所施設をえらんだわけではないと思います。地域で暮らしつづけるために必要な支援がえられず、社会からの差別や偏見等に追いつめられ、地域生活が困難になって、やむなく入所施設に入るしかなかったのではないかと思います。

1月26日の集会アピールで、私たちは神奈川県に、本人の意思を確認することなく津久井やまゆり園をつくりなおす計画を進めないでほしいという意見を出しました。自分の意思を言葉にあらわすことが難しい人たちにとって、親や家族の意見を聴くことは大切です。でも親の意見は、かならずしも本人の意向と同じとは限りません。これは障害のない人の場合でも同じです。障害のあるなしにかかわらず、人はさまざまな経験をしながら成長し、いろいろな選択肢の中から自分の希望を選んでいきます。ところが、障害のある人たちは、さまざまなことを経験する機会、どのような選択肢があるかを知る機会が少ない環境におかれています。

それでも年月とともに、福祉のあり方や法律なども変わり、地域の中で暮らせる場所やしきみが増えてきています。

いままで地域で暮らすことはできないと思われていた人たちも、地域での暮らしができ

るかもしれないのです。一人ひとりの意思を確認するためには、地域でのいろいろな暮らし方を体験して、その人にあった暮らし方を選べるようにしていくことが必要です。

その方法について、国は今年の3月末に「意思決定支援ガイドライン」を示しています。ガイドラインでは、どのような時に、どのようなやり方でその人の意思を確認する必要があるか示しています。一人ひとりの意思を、ガイドラインにそって、ていねいに確認していく支援が必要と考えます。

障害のある人たちが自分の暮らし方を、自分で選べる状況になってはじめて、「ともに生きる社会」になったと言えます。神奈川県をあげてそうした取り組みをすすめることこそが、あの恐ろしい事件で奪われ、傷つけられた命を大切にすることにつながるのではないのでしょうか。

日本は2014年に「障害者権利条約」をむすびました。「障害者権利条約」というのは、障害のある人たちの権利を守ることに世界で決めている国際条約です。その人が望めば、自立し、社会に参加する権利があることを示したものです。

その条約の中には、障害のある人一人ひとりが、誰と、どこで、どのように暮らすかを選択することが権利として認められていること、その選択を実現するために必要なサービスを受けられることが書かれています。

入所施設が、障害のある人たちを地域社会から遠ざけてしまう場にならないように、これまでもあり方の検討がおこなわれてきましたが、今まで以上に、そのあり方が問われています。

神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかげている「だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会」を実現して、「障害のある人たちとともに生きる」神奈川県をつくる努力をすることが求められています。

ここに集まるすべての関係者、この集會に賛同した多くの人たちが、県民の皆さんと手をたずさえて、それぞれの立場で、いっしょけんめいに努力することを、ここに誓います。

平成29年7月26日

「ともに生きる社会を考える」7.26神奈川集會参加者・賛同者一同

8月の行事予定

2日(水)	平成29年度第1回障連協セミナー	全社協会議室
7日(月)	第37回内閣府障害者政策委員会	中央合同庁舎8号館講堂
9日(水)	全国大会第21回実行委員会	京都市肢連事務所
11日(金)～15日(火)	全肢連事務局夏季休暇	
18日(金)～20日(日)	コカ・コーラ教育・環境財団フォーラム	コカ・コーラ環境ハウス
20日(日)	わ129号発行	
20日(日)～21日(月)	全肢P連全国大会	東京ドームホール・文京北三軒丸の内ビル
25日(金)	平成30年度全国大会実行委員会	かでの2.7 北海道肢連協会議室

上記日程で事務局を夏期休暇とさせていただきます。
ご不便をおかけしますがよろしくお願いいたします。